

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年八月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和四年六月十七日奈良県指令建第一一〇一―一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年七月二十五日建第九九九八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市忍海一八三番四及び一八三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市久宝寺五丁目一―一九

木綿萌

木綿瑞輝